

国住生第 227 号
平成 30 年 7 月 20 日

エコワークス株式会社
代表取締役社長 小山 貴史 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



平成 30 年度（第 1 回）サステナブル建築物等先導事業（省 CO₂ 先導型）の
採択プロジェクトの決定について（通知）

平成 30 年度（第 1 回）サステナブル建築物等先導事業（省 CO₂ 先導型）について、別紙のとおり貴殿の応募された事業を採択することに決定いたしましたので通知いたします。

補助限度額、附帯条件等については別紙の通りとします。また、交付申請等の方法については別途ご連絡差し上げることとしています。

なお、本件についてのお問い合わせは、下記担当者までお願いします。

担当：国土交通省住宅局住宅生産課 係長 永沼

TEL 03-5253-8111（内線：39466）

1. 提案の部門名
LCCM住宅部門
2. プロジェクト名
エコワークスLCCM先導プロジェクト
3. 提案者（代表者）名
エコワークス株式会社 代表取締役社長 小山 貴史
4. 補助額等
補助限度額 国費 25,000 千円
採択戸数 20 戸相当
(注意点)
 - ・ 貴殿より提案された住宅の仕様が、LCCM住宅部門の基本要件に適合していることを前提として採択している。
 - ・ 補助限度額は、補助事業全体の上限を示すものであり、最終的な補助額はこの通知をもって確定するものではない。
 - ・ 補助事業として整備する戸数は、補助限度額かつ1戸あたりの補助額が125～50万円の範囲内であれば変更できる。交付申請以降に変更しようとする場合は、速やかに事務事業者（※）へ相談すること。
5. 附帯条件
 - ①提案時のモデルプランにおける住宅タイプの構造及び構法にないものは、補助対象外とする。
 - ②提案時のモデルプランで想定している内容から基本要件の適合に関わらない範囲（例えば、建具の仕様や設備機器の容量など）での変更は可能とする。ただし、補助額に変更が生じる場合がある。
 - ③補助限度額等は、効率的な予算執行のため、補助事業の進捗に応じて年内に配分枠の調整を行う。11月頃に事務事業者（※）より、補助事業の進捗に関する報告を求めらるので、速やかに報告すること。
 - ④プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に協議）、計画書に基づく運用後のエネルギー使用量の計測結果とCO₂削減効果について報告すること。
 - ⑤シンポジウムへの参画等、LCCM住宅に係る省CO₂技術の普及啓発に協力する。また、補助期間終了後、LCCM住宅に係る省CO₂技術に関する調査・評価のため、事後のアンケートやヒアリングに協力すること。
 - ⑥今回評価を受けたLCCM住宅について自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めること。
 - ⑦エネルギー使用量の計測結果とCO₂削減効果におけるデータの開示を行うこと。

6. 留意事項

- ①原則として、平成 30 年度中に事業を完了すること。
- ②平成 30 年度内に着手しなかったプロジェクトは補助対象とならないこと。
- ③補助事業の進捗に関する報告において、事業量の減少など適切な内容を報告せず、変更申請を行わないまま完了実績報告を行った場合、翌年度以降の採択において、その事実を考慮して審査するので留意すること。
- ④募集要領、及び事務事業者より別途案内する補助金交付申請等マニュアルに従い必要な手続きを行うこと。
 - ・ 交付決定を受けてから工事に着手することが原則である。ただし、本通知（平成 30 年 7 月 20 日）をもって、事業の着手は可能であるが、補助金の交付を約束するものではないので留意すること。なお、交付決定前に事業に着手する場合は、事務事業者（※）に相談すること。
 - ・ 交付申請以降の手続きについては、必要に応じて事務事業者（※）に確認すること。
- ⑤LCCMに関する下記の商標は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下、「IBEC」という。）により登録されており、IBECによるLCCM住宅認定を受けた住宅の他、本事業のLCCM住宅部門で採択され、補助金が交付された住宅において使用可能となっている。このため、採択や交付決定後であっても、住宅を整備したことを完了実績報告（実績中間報告）し確認を受けるまでに使用する場合は、「予定」や「見込み」と併せて記載するなど、使用には留意すること。
 - ・ LCCM
 - ・ ライフサイクルカーボンマイナス住宅

※一般社団法人 環境共生住宅推進協議会 省CO2先導審査室

TEL: 03-6228-1410 E-mail: co2@kkj.or.jp

URL: <https://kkj.or.jp/sustainable/>